



～マナーとルールを守りましょう～

ペットの世話は飼い主の責任です!!

問合せ
保健福祉課 ☎47-8007
丹南健康福祉センター
Tel 22-4135

家族も同様のかわいいワンちゃん・ネコちゃんたちは、私たちの暮らしに癒しを与えてくれますが、放し飼いやフンの始末がされていない、鳴き声うるさいなどの苦情が多く寄せられています。これらは、飼い主の気配りと責任ある飼育で改善できるものです。無責任な飼育は、近隣の人々に迷惑をかけるばかりでなく、ペットにとっても不幸なことです。マナーとルールを守り、周りに迷惑や危害を及ぼさない心配りと良いしつけを心掛けましょう。

ペットを飼うマナーとルール



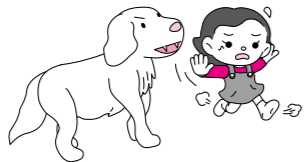
登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後 91 日以上を飼っている人は、飼ってから 30 日以内に犬の登録を保健福祉課で行いましょう。また、狂犬病予防注射を受けましょう。鑑札・注射済票を飼い犬に装着することは法律で義務づけられています。違反した場合は、20 万円以下の罰金に処せられることがあります。

放し飼いはやめましょう

「うちの犬は、おとなしいから大丈夫」と思うのは、飼い主の勝手です。犬を好きでない人にとって、つながらない犬は恐ろしい存在です。犬は動くものに興味を持つ習性があり、走っている子どもを追いかけ、じゃれてケガをさせることもあります。事故を起こしてからでは、取り返しがつきません。犬はきちんとつないで飼いましょう。

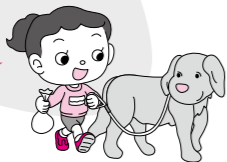
☆犬の放し飼いは「福井県動物の愛護および管理に関する条例」第 9 条に違反しています。



フンは必ず持ち帰りましょう

道路や公園に犬のフンがあると、利用者にとっては非常に不愉快で迷惑です。散歩の時は常にビニール袋、シャベルなどを持参し、フンをしたら速やかに処理し持ち帰りましょう。フンをシャベルなどで河川へ投げ入れる行為は、環境汚染の原因となりますので、絶対にしないでください。尿はペットボトルで水を持ち歩き、洗い流すなどしてください。

フンの始末は
飼い主の義務です。



屋内飼育が基本です

ネコは放し飼いが一般的ですが、環境省の「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」で猫の屋内飼育を指導しています。屋内飼育が責任ある飼い主への第一歩といえます。また、近所には猫嫌いの人や嫌いでもなく、アレルギーなどで近寄れない、触れない人もいます。近所への配慮やコミュニケーションを怠らないようにしましょう。

不妊・去勢手術を行いましょう

猫はとても繁殖力のある動物です。メス猫は年に数回の発情期があり、そのたびに妊娠していると大変な数に増えてしまいます。また、オス猫によそでむやみに子どもを作らせることは無責任な飼い方です。飼い主の責任で不妊・去勢手術を行いましょう。

野良猫にエサを与えるなら責任を持って

お腹を減らした野良猫にエサをあげる気持ち…人間として大切なことのひとつだと思います。しかし、ちょっと待ってください!

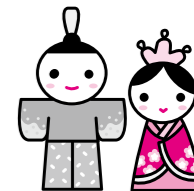
決まった飼い主のいない野良猫は、ところかまわずフンをしたり、ゴミ置き場を散らかしたり、いろいろな迷惑を周囲に与えます。エサをあげるなら責任を持って飼い、他人に迷惑をかけないようにしましょう。



飼えなくなったときは・・・

適正に飼える人に譲渡するように努めましょう。どうしても譲渡する人が見つからない場合は、丹南健康福祉センターに相談してください。

子育て支援センターだより



問合せ 南条子育て支援センター Tel 47-2411 今庄子育て支援センターわかば ☎ 45-0788

3月の主な活動

【南条子育て支援センター】

- 5日(金) 牛乳パックでおもちゃを作ろう
時間 10時～11時30分
場所 南条保健福祉センター
- 26日(金) お楽しみ会
時間 10時～11時30分
場所 南条保健福祉センター

※3月23日(火)～3月26日(金)の期間は、南条保健福祉センターで行います。
3月29日(月)からは平常通りです。

絵本となかよし

「どうぶつのおかあさん」小森 厚(文) / 数内正幸(絵)

写実的な絵だからこそ表現できる、我が子を見つめる親のやさしいまなざしが印象的。読んでいる保護者も優しい気持ちになれる絵本。心地よいリズムの文章も魅力です。



【今庄子育て支援センターわかば】

- 10日(水) 読み聞かせ会(絵本の紹介)
時間 10時～11時30分
- 25日(木) お別れ会
時間 10時～11時30分

保育所開放日

3月、4月の保育所開放日はありません。5月から始まりますので、あそびに来てください。

福井県南越合同庁舎 直通電話番号のお知らせ

皆さんが電話をかけたい課・グループに
直接電話できるようになりました

福井県南越合同庁舎の電話番号が、目的の課・グループへの直通電話番号になりました。今後は、下記の電話番号を利用してください。

なお、現在の代表電話番号(Tel 23-4545)は、4月1日(木)以降、利用できなくなります。

丹南県税相談室	Tel 23-4544	丹南土木事務所(代表)	Tel 23-4966
旅券(パスポート)窓口	Tel 23-4543	総務課 総務グループ	Tel 23-4967
丹南農林総合事務所		経理グループ	Tel 23-4539
企画振興室(総務)	Tel 23-4530	用地課	Tel 23-4968/4969
(経理)	Tel 23-4531	管理課	Tel 23-4535/4970
農業経営支援部		地域整備課	
技術経営支援課		越前武生グループ	Tel 23-4536
経営支援グループ	Tel 23-4532	南越前グループ	Tel 23-4971
産地育成グループ	Tel 23-4533	越前今立・池田グループ	Tel 23-4972
地域農業振興課	Tel 23-4534	道路保全課 補修グループ	Tel 23-4537
林業部 林業・木材活用課	Tel 23-4961	改良・舗装グループ	Tel 23-4973
事業課	Tel 23-4962	建築課	Tel 23-4538
農村整備部 計画課	Tel 23-4963	県庁生協売店	Tel 23-4542
開発課	Tel 23-4964		
整備課	Tel 23-4965		

